

種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設の管理運営に係る指定管理料支払に関する平成 30 年度協定書

岩手県（以下「甲」という。）と洋野町（以下「乙」という。）とは、種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設（以下「種市漁港フィッシャリーナ」という。）の管理及び運営に関する業務（以下「管理運営」という。）の実施について、平成 30 年 3 月 31 日に締結した「種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に基づき、平成 30 年度における協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の期間）

第 1 条 この年度協定の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

（指定管理料）

第 2 条 甲は、乙に対して、種市漁港フィッシャリーナの管理運営に係る指定管理料 3,400,000 円（うち消費税及び地方消費税額 251,851 円）を支払うものとする。

2 基本協定における管理運營業務仕様書に定める業務に変更がある場合又は県管理漁港のレクリエーション等施設の使用料収入に変更がある場合は、甲乙協議のうえ、指定管理料の額を変更することができるものとする。

3 第 1 項に掲げる委託料のうち、次に掲げる経費の額は次のとおりとする。

経費の内訳	経費の額
修繕費	500,000 円

4 第 3 項に掲げる経費は、毎年度、実績に応じて支払うものとする。

（指定管理料の前金払）

第 3 条 甲は、必要があると認める場合は指定管理料を前金払（1 回につき一月分を限度とする。）することがある。

2 乙は、前項の前金払を受けようとする場合は、毎月 15 日までに、所要額を指定管理料前金払請求書（様式第 2 号）により甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の請求書を受理したときは、受理した日から起算して、14 日以内に指定管理料を支払うものとする。

（指定管理料の請求）

第 4 条 甲は、基本協定第 11 条の規定により年度協定最終月の種市漁港フィッシャリーナ管理運營業務実績報告書を乙から受理し、審査した結果適当と認めるときは、管理運營業務完了確認調書（様式第 1 号）を交付するものとする。

2 乙は、前項の交付を受けた後、速やかに指定管理料請求書（様式第 3 号）を甲に提出するものとする。

(協議)

第5条 この年度協定に関し疑義が生じたとき又はこの年度協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この年度協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 岩手県
契約担当者
県北広域振興局長

乙 洋野町
代表者 洋野町長 水上 信宏

年 月 日

県北広域振興局長 様

(指定管理者)

住 所

名 称



指定管理料前金払請求書 (第 回)

次のとおり指定管理料の前金払を請求します。

請 求 金 額	
管 理 運 営 業 務 の 名 称	
管 理 運 営 業 務 の 場 所	
指 定 管 理 料	

前回までの受領済み額の内訳

第 1 回		第 3 回	
第 2 回		計	

管理運営業務完了確認調書

管 理 運 営 業 務 名	
指 定 管 理 者 の 名 称	
指 定 管 理 料	円
指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
事 業 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
完 了 確 認 年 月 日	年 月 日

上記管理運営業務は、管理運営業務の内容となった事業計画、収支予算その他の条件によって執行され、確実に完了していることを確認しました。

年 月 日

確認職員
所 属
職
氏 名

年 月 日

県北広域振興局長 様

(指定管理者)

住 所

名 称

印

指 定 管 理 料 請 求 書

年度の管理運営業務を完了したので、次のとおり指定管理料を請求します。

請 求 金 額	
管 理 運 営 業 務 の 名 称	
管 理 運 営 業 務 の 場 所	
指 定 管 理 料	

前回までの受領済み額の内訳

第 1 回		第 3 回	
第 2 回		第 4 回	

